Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１６）会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１７）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注１８）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注１９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２０）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２１）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。

（注２２）解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。

（注２３）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２４）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２５）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２６）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２７）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２８）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２９）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。

（注３０）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３１）写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。

（注３２）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。

（注３３）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注３４）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注３５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４（第８条関係）

１０ｋW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）＿＿＿＿＿＿